

兵庫県公報

令和5年3月8日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

ページ

○ 令和4年10月23日執行加東市議会議員選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

令和4年10月23日執行加東市議会議員選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和4年10月23日執行の加東市議会議員選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和5年3月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人

兵庫県加東市西古瀬429番地

北 原 豊

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和5年1月11日付で提起した令和4年10月23日執行の加東市議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 令和4年10月23日、本件選挙において、申立人は、284票を得ましたが、当選には至りませんでした。
- (3) 申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和4年11月4日付けで加東市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (4) 市選管は、同年12月16日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、これを不服として、令和5年1月11日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求め、本件審査を申し立てました。

2 審査の申立ての理由

- (1) 候補者が提出した選挙公報を原文のまま掲載しないことは、加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成18年加東市条例第7号。以下「選挙公報発行条例」といいます。）に違反します。
- (2) 市選管は「印刷見本については紙の原稿用紙の掲載枠内に貼り付けてあったため、適正なサイズであると思い込んで受け取った。」と主張しますが、電子データにしている以上、大きさを自由に印刷できるはずなので、原決定の記述は適正ではありません。
- (3) 市選管は「選挙公報の指定枠内に収まるよう元の大きさの約93%に縮小した事実を確認した。」と主張しますが、「約93%に縮小」というのは全く根拠がなく、選挙公報の印刷を担当した株式会社HAROOの虚偽の発言に基づくものです。

- (4) 市選管は「ホームページ上に掲載した選挙公報の画像を600倍程度に拡大すると、「園」の文字の中央部分がぼやけることを確認した。」と主張しますが、600倍程度に拡大するかどうかは市選管が使用するパソコンのディスプレイの能力の問題であり、選挙公報に記載された「園」の文字が実際に潰れていることから、原決定の記述は適正ではありません。
- (5) 市選管は「申出人以外から文字が読み辛いといった苦情等は1件も寄せられていない。」と主張しますが、選挙公報の余白に「この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。」と記載があることから、元々の原稿が良くないと解釈され、市選管に苦情がいくことはないはずです。
- (6) 市選管は「申出人が「原文にない薄い灰色のノイズによって、有権者が見るとボケたような画像」と主張する部分については、校正の際、カラー原稿を白黒原稿に変換した影響と考えられる。」と主張しますが、その根拠を示していないほか、申立人は市選管から修正依頼があれば、白黒原稿でも提出していたので、事実をねじ曲げています。
- (7) 市選管は、申立人に対して150人に1人でも投票があれば選挙結果が違っていったことについて、十分な根拠を示していません。
- (8) よって、選挙公報を原文のまま掲載しなかった選挙妨害がなければ、他の候補者の投票数も変わり、当選していた可能性があります。

裁 決 の 理 由

当委員会は、市選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から市選管の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。

1 市選管の弁明の趣旨

- (1) 申立人に選挙公報の掲載文の訂正を求めることなく、職権で訂正したことは、「候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる」とする加東市公職選挙法令執行規程（平成18年選挙管理委員会告示第3号。以下「執行規程」といいます。）第52条第2項の規定に違反しており、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第205条第1項の「選挙の規定に違反すること」に該当することは認めます。
- (2) 申立人は、選挙公報が原文どおり印刷されていれば、150人に1人でも申立人に投票し、選挙結果が異なっていたと主張しますが、単なる憶測による主張であり、それを客観的に裏付ける根拠の明示や説明が一切なされていないので、法第205条第1項の「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」には該当しません。

2 申立人の反論の趣旨

市選管は、自分たちに都合のいいように委員会を開き、適正と思われぬ説明により、不完全な決定書かつ事実無根の弁明書となっています。

また、150人に1人でも申立人に投票があれば選挙結果が違うことについて、市選管は十分に根拠を示しておらず、1,000人程度のモニタリング調査をすべきです。

3 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされています。

このうち、「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和61年2月8日判決）するとされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされています。

- 4 このため、申立人が主張する申立理由が、選挙の効力を争う「選挙の規定に違反すること」となり得べき事由に該当するか否か、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するか否かについて、それぞれ判断します。

(1) 「選挙の規定に違反すること」についての判断

申立人は、候補者が提出した選挙公報を原文のまま掲載しないことについて、「選挙の規定に違反する」と主張します。

本件選挙の選挙公報は、選挙公報発行条例第4条において、「掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなけ

ればならない」と規定されていますが、「原文のまま」の掲載義務が課されている趣旨は、同様の規定が置かれている法第169条第3項と同じく、候補者等の政見等の発表の自由を侵害し又は侵害するおそれがあることも考えられるのでこれを禁じ、選挙の公正を保障しようとするものと解されます。

市選管が、申立人が提出した選挙公報の原稿を申立人に訂正を求めることなく訂正したことについて、原稿に記載された申立人の氏名や政見等の内容を加除しているわけではなく、原文のまま掲載しなければならないとする条例の趣旨が損なわれているとは必ずしも言いきれませんが、執行規程第52条第1項において「原稿が汚れている等印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該箇所の訂正を求めることができる」とされ、また、同条第2項において「候補者が前項の規程による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる」という明文規定があることから、「選挙の規定に違反すること」に該当する可能性があります。

(2) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」についての判断

次に、申立人が提出した選挙公報を申立人に訂正を求めることなく訂正したという選挙の規定違反によって、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があるか否かについて判断します。

申立人は、市選管が選挙公報を訂正した影響について、150人に1人でも投票があれば、選挙結果が違っていたと主張します。しかし、それを裏付ける証拠の提出はなく、選挙人の自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたと認めるに足る証明もないことから、申立人の主張は採用できません。

また、選挙公報は候補者の政見等を有権者に伝えるための重要な媒体ですが、選挙人の具体的な投票先的意思決定は、政治信条、候補者やその支援団体との関係性など複合的な要因により決定されるものであり、選挙公報の記載内容だけに左右されるものではありません。

その他、申立人は、原決定における記述が適正ではないこと等を縷々主張しますが、いずれも上記判断を左右するものではありません。

よって、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるとは認められないため、本件選挙の無効原因とすることはできません。

- 5 なお、市選管は、職権により選挙公報を訂正したと主張しますが、候補者から提出された掲載文の印刷見本と校正データを照合する際、大きさについては確認しておらず、申立人の選挙公報が原稿から縮小して掲載されていることを知ったのは、選挙公報が各戸に配布された後、申立人からの指摘を受けてのことであり、「職権で訂正」したとする市選管の主張は正確性を欠いたものと言わざるを得ません。

市選管には、選挙公報の選挙人に対する影響の大きさや法の趣旨を十分に認識し、選挙公報の発行手続きを適正かつ厳格に行うよう強く求めます。

- 6 以上により、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年3月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

教示

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。